

Akita West Rotary REPORT

秋田西ロータリークラブ



国際ロータリ第 2540 地区

Since 1996 /6/11

2024-2025 年度 会長：佐々木 健

2024-2025 年度 幹事：橋本 里花

広報委員会委員長：斉藤 淳紀

事務局 010-0921 秋田市大町 1 丁目 2-40

TEL:018-893-6426 Fax018-893-6427

E-mail : ri2540-akitawest@w4.dion.ne.jp

2025 年 (R7 年) 5 月号

VO I -466

5 月プログラム

12:30

- 1、点 鐘 ・ 開 会
- 2、ロータリーソング斉唱

「我等の生業」

- 3、四つのテスト唱和
- 4、親睦かたたき
- 5、握手の交歓
- 6、お客様の紹介

13:00

- 7、会長の時間
- 8、ロータリーニュース
- 9、会務報

告

- 10、出席報告
- 11、会員スピーチ

13:30

- 12、点 鐘 ・ 閉 会

～会員お祝いの日～

おめでとうございます。

◆会員誕生日

- 5月10日 阿部 一之助
5月13日 平塚 幸嗣
6月2日 佐野 公彦
6月3日 橋本 里花
6月30日 山内 武

◆結婚記念日

5月はどなたもいらっしゃいません。

- 6月1日 清水 俊明
6月24日 斉藤 光弘

◆奥様・ご主人様の誕生日

- 5月1日 橋本 秀樹 様
5月3日 堀井 憲子 様
5月3日 佐藤 絵美 様
5月13日 玉木 博子 様
5月14日 草薙 春菜 様
6月16日 斉藤 真美 様(光弘さん)奥様
6月28日 山内 尚子 様



青少年奉仕月間 (Youth Services Month)

5 月は、若い人々の育成を支援するすべてのロータリー活動に焦点を当てる「青少年奉仕 月間」である。

ロータリークラブは、この月間中、クラブのニュースレターやその他の広報 資料に「各ロータリアンは青少年の模範」のスローガンを利用するよう奨励されている。

例会記録 2024 年-25 年	例会の主な内容・会長の時間 会務報告・お客様・会員出席率	ロータリーニュース ニコニコ投函額/財団投函額（合計）
第 1272 回 5/13 (火) 12:30～ 通常例会 理事会 13:30～ イヤタカ	会長の時間 『秋田における「県民性」』 佐々木 弥聡様 入会式  (株)佐々木工務店 代表取締役 佐々木 弥聡 様 ご入会 ありがとうございます。 4・5 月の米山奨学金授与  佐々木会長(左) 蘭 甜嘉 様(中) ピュー タン カン様(右) 会員の時間 堀井 潤会員 『年収の壁』 ◆本日の出席 会員数 21 名 出席数 11 名 出席率 52.23%	◆ロータリーニュース ※ニコニコ BOX 投函 佐々木会長:佐々木さんの入会おめでとございます。 また、仲間が増え大変うれしく思います。ありがとうございます。 斉藤(光):佐々木さん入会ありがとうございます。 これから宜しく願いいたします。 山内: 佐々木さん入会していただきありがとうございます。 これからよろしく願いいたします。 玉木 PG:5月13日妻の誕生日です。これからも大切にしていこうと思っております。 草薙: 佐々木さん入会いただきありがとうございます。 よろしく願いいたします。 堀井: 佐々木弥聡さんの入会を祝してニコニコ 清水: 佐々木様ようこそ秋田西 RC へ今後ともよろしく 願います。 平塚: 例会当日に誕生日というのもご縁を感じます。 GO!GO! な気持ちでこれからも頑張ります。 工藤(飛):佐々木さん、ご入会ありがとうございます。 よろしく願いいたします。 財団 堀井:5月3日憲法記念日は妻 憲子(のりこ)の 誕生日でした。お花ありがとうございました。 ◆ニコニコ ¥12,000 (¥121,000) ◆財団 ¥2,000 (¥10,000)
第 1273 回 5/20 (火) 18:30～ 親睦夜例会 炭火で いろいろ 焼いて くれや	会長の時間 佐々木健会長 乾杯 草薙康平会員 中締め 斉藤淳紀会員  ◆お客様:ピュー タン カン様  ◆本日の出席 会員数 21 名 出席数 12 名出席率 57.14%	  
第 1274 回 5/27 (火) 12:30～ イヤタカ	会長の時間 斉藤会長エレクト  ◆本日の出席 会員数 21 名 出席数 8 名 出席率 38.09%	◆ロータリーニュース ※ニコニコ BOX 投函 阿部: 斉藤次期様 頑張ってください。 よろしく願いいたします。 私も協力させていただきます。 橋本: 5 月 23 日司法書士の会長となりました。 任期 2 年無事終わられることを目標にがんば りたいと思います。 ◆ニコニコ ¥11,000 (¥132,000) ◆財団 ¥0 (¥8,000)

秋田における【県民性】言説のあり方

佐々木 健



秋田県は「秋田人“変身”プロジェクト」をたちあげた。

そこでは秋田人の「県民性」について

「まじめ」「穏やか」「温かい」という〈長所〉とともに

「ひやみこぎ(怠け者)」「挑戦力が少ない」「ええふりこぎ(見栄っ張り)」という〈短所〉

をあげ、良いところは伸ばし、変えるところは変えていこう」と呼びかけている。

「県民性」の改善を政策上の課題とするということが、県によって公然と行われることに、強い違和感を覚えるが、行政レベルでこうした発想が生まれる背景に 秋田では、一般人の日常的な会話からマス・メディアの言論におけるまで、地域の社会現象を「県民性」を根拠にして説明するという語りのパターンが、すでに定着したものとなっているということがある。

文部科学省が実施した全国学力調査で、秋田県は小学校6年生と中学校3年生がトップクラスの好成績を上げたが、この結果を受けて要因分析をする県内の教育関係者のコメントに 次のようなものがみられる。

「先日の国体で、相手チームにも熱心に声援を送る子どもたちの姿があった。

そういったまじめさ、誠実さがでたのかも」

本来であれば、その「まじめさ」「誠実さ」を育む地域社会のあり方や教育上の取り組みこそが分析されるべきところであるが、ここでは「まじめさ」「誠実さ」が秋田の子どもたちに本来的に備わったもの、すなわち「県民性」であるかのように語られている。

103 万円

- ・ 給与所得が 65 万円までは所得税がかかりません。
 - ・ 課税所得は給与年収から 38 万円を控除した額になります。
 - ・ つまり 65 万円+38 万円 = 103 万円を超えると税金が掛かるのです。
 - ・ この範囲までなら確実に配偶者の扶養家族（所得税）になりますし、毎月の給与から控除される所得税は扶養家族の人数で税額が決まりますから、扶養家族が多ければ所得税も少なく手取りは多くなります。
 - ・ そのため短時間で働く方は自分の手取りはもちろん、配偶者の手取りも減らないように非課税の範囲で働いていたほうがよいと思ってしまいます。
- また、会社によっては所得税上の被扶養者となっている人数で家族手当を支給している場合もありますので、なおさら扶養家族となる年収の範囲で働いていたいと思う方は当然いるはずです。
- ・ 年収 103 万円以内で勤めるとすれば、月収約 85,000 円、1 時間当たりの賃金 1,000 円（参考：秋田県最低賃金 951 円/時間）とすれば月の所定労働時間 85 時間（週 5 日勤務とすれば 1 日 4 時間程度）での働き方となります。
 - ・ 非課税範囲を守っていては家計は苦しくなるばかりですから、年収の 103 万円を引き上げて非課税枠を拡げて手取りを増やそうという考えが、「103 万円の壁」のお話です。

106 万円

- ・ 現在社会保険に加入しなければならないのは、原則として「所定労働時間の 3/4 以上の勤務」をする方です。
- ・ 週所定労働時間 40 時間だとすれば週 30 時間以上勤務している方は健康保険・厚生年金保険の被保険者となります。
- ・ 労働時間により被保険者になるかならないかが決まるわけですから、給与額は関係ありません。
- ・ ただ、今は厚生年金保険の適用拡大政策により事業所規模従業員数 51 人以上、週所定労働時間が 1/2（20 時間）以上、月収 88,000 円以上の場合は被保険者にする必要があります。

- 月 88,000 円だと年約 106 万円です。
- これがもうひとつの壁、「106 万円の壁」と言われているヤツです。
- 秋田県は今のところ最低賃金が低いから可能かもしれませんが、企業は保険料負担が増え、被保険者となる方は手取りが月 12,000 円程度減ってしまいます。
- 負担を減らすためにさらに労働時間を短くする勤務は労使にとって望ましいことなのでしょうか？

130 万円

- 健康保険の被扶養者になる場合、年収 130 万円未満という収入要件があります。
- 少々矛盾を感じるかもしれませんが、年収 130 万円未満でも週所定労働時間 3/4 以上の勤務をしている場合は被保険者となるため、被扶養者になりません。
- 被扶養者になると国民年金第 3 号被保険者という保険料負担のない国民年金被保険者となるわけですから、負担がなく手取りが多い被扶養者になっている方がよいと考える方がいるのも当然だと思います。
- 被扶養者になると国民年金第 3 号被保険者という保険料負担のない国民年金被保険者となるわけですから、負担がなく手取りが多い被扶養者になっている方がよいと考える方がいるのも当然だと思います。

総評

- 「103 万円の壁」は 160 万円まで引き上げられますが、社会保険の被扶養者要件が変わる話はなく、企業の家族手当要件も個々に対応されると思いますので、どの程度効果（影響）があるのか分かりません。
- 厚労省は厚生年金に加入することで将来の年金不安がなくなると考えているようですが、将来よりも今の収入でしょうね。

医療法人玉木歯科医院 <u>院長 玉木 修</u> 010-0925 秋田市旭南 3-8-3 TEL:864-6688 FAX:864-6687	社会保険労務士法人堀井事務所 <u>所長 堀井 潤</u> 010-0902 秋田市保戸野金砂町 2-51 TEL:863-7300 FAX:863-7303
(株)花徳 <u>代表取締役社長 有田 正司</u> 010-0965 秋田市八橋新川向 1-33 TEL:863-8709 FAX:863-8723	電気工事の(株)ライオン <u>代表取締役 山内 武</u> 010-0063 秋田市牛島西 1-1-20 TEL:884-3355 FAX:831-3335
東北電材(株) <u>代表取締役社長 佐々木 健</u> 010-0802 秋田市外旭川中谷地 35-1 TEL:868-6551 FAX:868-6553	2FACE <u>代表取締役社長 渋谷 絵里</u> 010-0001 秋田市中通 3 丁目 4-45 TEL:893-3606 FAX:893-3607
(株)秋田病理組織細胞診研究センター <u>代表取締役 阿部 一之助</u> 010-1211 秋田市雄和椿川字奥椿岱 12-8 TEL:853-5806 FAX:853-5816	クリーンプラン秋田 <u>代表 工藤 隆太</u> 010-0946 秋田市川尻総社町 11-9 TEL:883-0315 FAX:883-0314
行政書士清水俊明法務事務所 <u>所長 清水 俊明</u> 010-0001 秋田市中通 6 丁目 1-64 TEL:838-5600 FAX:838-9314	(有)トータルホームサービス <u>代表取締役社長 清水 正人</u> 010-0942 秋田市川尻大川町 7-8 TEL:853-7585 FAX:853-7586
斉藤塗装店 <u>代表 斉藤 淳紀</u> 011-0945 秋田市土崎港西 2 丁目 12-48 ビレジハウス土崎 2 号-403 TEL:090-5834-5356 FAX:880-5107	(株)東北 i ツアーズ <u>常務取締役 斉藤 光弘</u> 010-0001 秋田山王臨海町 1-1 秋田魁新報社内 TEL:823-6000 FAX:823-6100
司法書士行政書士橋本里花事務所 <u>所長 橋本 里花</u> 010-0951 秋田市山王 2 丁目 11 番 2 号 TEL:893-5036 FAX:893-5037	行政書士法人草薙事務所 <u>代表社員 草薙 康平</u> 010-0916 秋田市泉北 1-11-25 TEL:864-4555 FAX:864-4600
企業組合 ほっと <u>代表 松本 慶一</u> 015-0012 由利本荘市石脇字田尻 28-802 TEL:0184-28-5525 FAX:0185-28-5526	(有)美工舎塗装 <u>代表取締役 嵯峨 怜</u> 011-0901 秋田市寺内字大小路 207-94 TEL:816-0145 FAX:816-0147
富士フイルム BI 秋田(株) <u>営業課長 平塚 幸嗣</u> 010-0941 秋田市川尻町字大川反 170-92 TEL:823-4645 FAX:823-7559	(株)イヤタカ <u>常務取締役 佐藤 正典</u> 010-0001 秋田市中通 6 丁目 1-13 TEL:835-1187 FAX:835-1110
(株)THANN ナチュラル <u>監査役 佐野 公彦</u> 150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-9-8 日総第 25 ビル 5F TEL:03-6712-6630 FAX:03-6712-6631	(有)総合企画 <u>代表取締役 工藤 飛鳥</u> 010-1421 秋田市仁井田本町 6-3-17 TEL:889-9222 FAX:829-1316
(株)佐々木工務店 <u>代表取締役 佐々木 弥聡</u> 010-1343 秋田市雄和繋字上田面 13 TEL:887-2418 FAX:887-2546	 毎年  あなたも  100ドルを 

